

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	フロン類の回収が必要な場合の拡大
担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課 フロン等対策推進室 電話番号: 03-5521-8329 e-mail: furon@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月28日
政策目的	フロン類の回収が必要な特定製品の対象を拡大することでフロン類の回収及び破壊を促進することにより、フロン類の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。
規制の内容	業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、機器中の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に譲渡する場合についても、機器の廃棄又はリサイクルを目的とした譲渡を行おうとする者は、フロン類回収業者へフロン類を引渡さなければならない。 根拠条文 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第2条第5項、第19条
期待される効果	機器中の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に譲渡する場合についても、譲渡を行おうとする者は、フロン類回収業者へフロン類の引渡しを義務化することにより、フロン類の適正な回収及び破壊が行われる。また、悪意を持った業者が形だけの譲渡を装うことにより、容易に脱法行為を行うことを防ぐ効果がある。
想定される負担	機器中の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に譲渡する場合について、譲渡を行おうとする者はフロン類回収業者へフロン類の引渡しを行う負担が生ずる。また、その際に書面を交付する負担が生ずる。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、リサイクル業者等に対し、フロン類回収業者へのフロン類の引渡しを奨励することが考えられる。しかし、フロン類回収業者へのフロン類の引渡しには費用が発生することから、そのような奨励措置だけで、十分な効果を得ることは困難。
備考	中央環境審議会答申「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」において、「有価か否かにかかわらず使用を終えた機器をスクラップ業者等に譲渡するすべての者に対し、フロン類の回収を義務づけるべきである。これは、中古販売業者等がリユース目的で引き取った機器をスクラップ業者等に譲渡する場合についても含むものとする。」と指摘されている。
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	業務用冷凍空調機器を整備する際の対策の強化
担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課 フロン等対策推進室 電話番号: 03-5521-8329 e-mail: furon@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月28日
政策目的	業務用冷凍空調機器の整備時におけるフロン類の回収及び破壊を促進することにより、フロン類の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。
規制の内容	<p>・業務用冷凍空調機器の整備を行う者は、フロン類の回収作業をフロン類回収業者に委託しなければならない。</p> <p>・機器整備時のフロン類回収を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けるとともに回収量に関し記録を作成し、事業所に保存し、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>根拠条文 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第18条の2、第22条</p>
期待される効果	業務用冷凍空調機器の整備時についても、都道府県知事の登録を受けたフロン類回収業者へのフロン類の回収を委託することにより、フロン類の適正な回収及び破壊が行われる。また、悪意の者が「廃棄」を「整備」と偽って、回収業者への委託を行わないといった脱法行為を防ぐ効果がある。
想定される負担	業務用冷凍空調機器の整備を行う者は、フロン類の回収作業をフロン類回収業者に委託する負担が生ずる。また、機器の整備時にフロン類の回収作業を行おうとする者は都道府県知事の登録を受けるとともに回収量に関し記録を作成し、事業所に保存し、都道府県知事に報告する負担が生ずる。ただし、実態上は、機器整備を業として行っている者のほとんどは、既に回収業者の登録を受けている。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、整備業者等に対し、回収業者へのフロン類の引渡しを奨励することが考えられる。しかし、回収業者へのフロン類の引渡しには費用が発生することから、そのような奨励措置だけで、十分な効果を得ることは困難。
備考	中央環境審議会答申「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」において、「機器の修理・整備時における作業の特性に配慮しつつ、機器の修理・整備時についても廃棄時の措置のうち、以下のような仕組みを導入することがまず必要と考えられる。これにより、機器の修理・整備時についてもフロン類の回収が義務化され、回収量等の実態が把握されることとなる。 修理・整備時におけるフロン類の回収義務(中略) 都道府県知事の登録を受けた回収業者による回収の実施(中略) 修理・整備時における回収量の報告等(略)」と指摘されている。
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明
担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課 フロン等対策推進室 電話番号: 03-5521-8329 e-mail: furon@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月28日
政策目的	建物解体工事時における業務用冷凍空調機器中のフロン類の回収を促進することにより、フロン類の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。
規制の内容	建物解体工事の元請業者は、その建物に、冷媒としてフロン類が充てんされている業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果について書面により工事発注者に説明しなければならないものとし、工事発注者はその確認作業に協力しなければならないものとする。 根拠条文 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第19条の2
期待される効果	建物解体工事の元請業者が、その建物内に、冷媒としてフロン類が充てんされている業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果について書面により工事発注者に説明することを義務化することにより、建物解体工事の発注者は、フロン回収破壊法に課されている自らの義務を確実に認識することとなり、その結果、フロン類の適正な回収及び破壊が促進される。
想定される負担	建物解体工事の元請業者は、その建物に、冷媒としてフロン類が充てんされている業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果について書面により工事発注者に説明する義務が生ずる。また、工事発注者には、その確認作業に協力する義務が生ずる。ただし、現行法においても、「フロン類のみたり放出禁止」の規定(第38条)は、すべての者に対してかかっており、これを遵守するためには、解体工事を行う者は、工事の対象となる建物中の第一種特定製品の設置状況を確認せざるを得ないので、実質的には負担増にはならない。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、現行制度を維持することが考えられる。しかし、建物解体に伴って空調機器等を廃棄する場合の廃棄者(即ち、建物解体工事の発注者)は、通常、建物解体に関する手続に不慣れな上に、建築物の構造等への知見が乏しいため、フロン類回収の発注を怠るおそれが高く、その場合、フロン類が大気中に放出されることとなる。このような状況を改善するためには、本規制を導入する必要がある。
備考	中央環境審議会答申「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」において、「廃棄者が確実に責任を果たすことができるよう、解体工事を請け負う者が、解体対象建築物に残存している機器に関する情報を施主に対して提供する仕組みを設けることが必要である。」と指摘されている。
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度(フロン類引渡行程管理制度)の創設
担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課 電話番号: 03-5521-8329 e-mail: furon@env.go.jp フロン等対策推進室
評価実施日	平成18年4月28日
政策目的	業務用冷凍空調機器の廃棄時においてフロン類引渡行程管理制度を導入することで業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者(廃棄等実施者)からフロン類の回収業者までの引渡しを確実にを行うことにより、フロン類の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。
規制の内容	<p>・廃棄等実施者は、フロン類を自らフロン類回収業者に引き渡す場合には、当該フロン類回収業者に必要事項を記載した書面を交付し、フロン類のフロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を受託する者(受託者)に、委託確認書を交付しなければならない。これらの場合においては、廃棄等実施者はそれらの書面の写しを一定期間保存することとし、受託者は、委託確認書をフロン類回収業者に回付するとともに写しを一定期間保存しなければならない。</p> <p>・フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者及び受託者に対し、引取証明書(又は写し)を交付するとともに、写しを一定期間保存しなければならない。廃棄等実施者及び受託者は受け取った引取証明書(又は写し)を保存しなければならない。</p> <p>根拠条文 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第19条の3、第20条の2</p>
期待される効果	<p>・廃棄等実施者が第三者にフロン類回収業者へのフロン類引渡しを委託する場合、書面を交付することにより、委託関係が当事者間で明確となり、フロン類回収に関し、しばしば生じていると言われる「委託されたか否かが曖昧」「関係者の間で認識の齟齬がある」といった状態を防ぐことができる。</p> <p>・廃棄等実施者及び受託者に委託確認書等の保存義務を課すことにより、廃棄等実施者がフロン類の引渡しを第三者に委託したものの、適切に回収が行われなかった場合、どこで回収が滞ったのかを保存されている書面から確認することが可能となり、都道府県知事による行政指導が行いやすくなるとともに、関係者への抑止効果が働く。</p>
想定される負担	<p>廃棄等実施者は書面を交付するとともに写しを保管する義務、フロン類の引渡しを受託した者は書面を回付するとともに写しを保管する義務、フロン類回収業者はフロン類を引き取ったときには引取証明書(又は写し)を交付するとともに写しを一定期間保存する義務等が生ずる。また、廃棄等実施者は一定期間経過後も引取証明書が交付されなかった場合等には、都道府県知事に報告する義務が生ずる。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>代替手段として、機器の廃棄時に事前に都道府県知事に届け出るということが考えられる。しかしながら、機器の年間廃棄台数は百数十万台であり、一度に複数の機器を廃棄する場合を考慮しても、毎年、数十万件程度の届出がなされることが想定される。これら全てについて都道府県知事が確認するとすると、都道府県に、過重な負担が生ずることをかんがみると、廃棄前届出制を導入することは困難であり、改正案の制度が、より合理的である。</p>
備考	<p>中央環境審議会答申「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」において、「フロン類の回収が適正に完了し、廃棄者が責任をきちんと果たしたことを確認できるよう、また、回収が適切に行われなかった場合において事後に廃棄者又は行政がその原因を究明し、必要な措置を講ずることができるよう、廃棄から回収に至る経路について管理する制度(例えば、フロン類回収管理票(マニフェスト)制度)を導入することが必要である。」と指摘されている。</p>
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。